

マキサカルシトール事件大合議判決後の均等の第1要件と 第5要件の判断について (同事件最高裁判決も踏まえて)

知的財産事例研究会
担当 弁護士 平野 和宏

－知的財産高等裁判所平成28年6月29日判決判タ1438号102頁－
－平成28年（ネ）第10007号特許権侵害行為差止等請求控訴事件－
(原審：東京地方裁判所平成27年12月8日判決〔平成26年（ワ）第25196号〕)

第1 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、発明の名称を「振動機能付き椅子」とする発明に係る特許権（本件特許権）を有する控訴人が、原判決別紙被告製品目録（筆者注：「商品名で特定される、電動の揺動機能付き椅子」が記載されている。）記載の各製品（各被告製品）は、特許請求の範囲の請求項1に係る発明（本件発明）の技術的範囲に属するから、被控訴人が各被告製品を輸入、販売等をする行為は、本件特許権を侵害する行為であると主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、各被告製品の輸入、販売等の差止め及び同製品の廃棄を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償として1億4000万円及びこれに対する不法行為の後である平成26年9月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるところ、原審は、各被告製品が本件発明の技術的範囲に属するものではない（均等の第1要件及び第5要件を充たさない）として、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が、原判決を不服として、本件控訴を提起したものである。

2 前提となる事実（当事者間に争いがない事実又は各項末尾に掲記した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 本件特許権

控訴人は、以下の本件特許権を有する。なお、控訴人は、願書に添付した明細書について補正している（本件補正）。

ア 特許番号 特許第3958413号

イ 発明の名称 振動機能付き椅子

ウ 出願日 平成9年9月17日

エ 登録日 平成19年5月18日

(2) 訂正請求

控訴人は、平成27年5月18日付け審判請求書により、本件特許に係る明細書を原判決添付の訂正明細書（本件明細書）のとおり訂正することについて訂正審判請求をした。特許庁は、同年7月30日、訂正を認める旨の審決をし、同審決は確定した（以下「本件訂正」という。）。

(3) 本件発明

本件訂正後の特許請求の範囲の請求項1は、本件明細書の特許請求の範囲の請求項1のとおりであり、同項に係る発明（本件発明）を構成要件に分説すると、次のとおりである（以下、それぞれの構成要件を「構成要件A」などという。）。

- A ベースと、該ベースに対して揺動可能に設けられた座席と、を備えた揺動機能付き椅子であって、
- B 前記座席に支持された磁性材料の部材と、
- C 前記座席の静止時における磁性材料の部材位置とは異なる位置に、前記磁性材料の部材に近接して前記ベースに固定され、電磁力により前記磁性材料の部材を揺動方向に吸引するソレノイドと、
- D 該ソレノイドを所定のタイミングで励磁することで前記座席の揺動動作を制御する揺動制御手段と、を備え、
- E 前記磁性材料の部材とソレノイドとは離間した状態で揺動する揺動機能付き椅子において、
- F 前記ベースには、少なくとも2つのロッドが互いに前記座席の揺動方向に離間した位置で揺動可能に設けられ、この2つのロッドに前記座席が揺動方向に対して離間された2つの異なる位置で支持され、
- G 前記磁性材料の部材は、所定の間隔で対向配置された2つの磁性材料の部材で構成され、
- H 前記ソレノイドは前記座席の揺動静止時における前記2つの磁性材料の部材間の midpoint 位置近傍で前記ベースに固定され、
- I 前記ソレノイドは、巻線軸に沿った貫通穴を有し、前記巻線軸を前記座席の揺動方向に対して平行に前記ベースに固定され、
- J 前記2つの磁性材料の部材は、前記座席に固定された直線形状のシャフトに固定され、
- K 前記シャフトは、前記貫通穴に挿入されていることを特徴とする
- L 揺動機能付き椅子。

特許公報の図1（第1の実施の形揺動機能付き椅子の概略構成図）

【図1】

